

令和8年熊本地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供 できます

- 被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証（被保険者証等）を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、
- ・ 氏名、生年月日、住所
 - ・ 負担割合（1割、2割又は3割）
- を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和8年11月末までの介護 サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必 要はありません

- 以下（1）（2）の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。（被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。）
- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

（1）令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村 の介護保険に加入されている方
（詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害・危機管理」>「令和8年熊本地震について」で確認できます。）

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。